

個人市民税・県民税 納税通知書を送付します



問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

令和元年中(平成31年1月1日～令和元年12月31日)の所得に対する個人市民税・県民税の年税額が決定しましたので、該当する人には納税通知書を6月に送付します。納付方法は、以下の3通りに分かります。 ※4月17日以降に市・県民税の申告書を提出された人で、税額が発生する人または変更となる人については、改めて納税通知書を送付します。

普通徴収

納税通知書に同封の納付書で、6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて、各個人で、金融機関やコンビニエンスストア、専用アプリなどから納付してください。金融機関などで口座振替手続きをしている人は、指定の口座から引き落とされます。

給与からの特別徴収

給与支払者が6月から翌年5月までの年12回に分けて給与から差し引き、津市へ納付します。給与からの特別徴収になる人には事業所を通じて特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)が交付されません。

公的年金からの特別徴収

公的年金を受給している人が、個人市民税・県民税のうち公的年金の所得に係る税額を公的年金からの特別徴収(引き落とし)により納付します。

令和元年度に公的年金から特別徴収されていない人で、次の対象に該当する人は、以下の「今年度から対象の人」の納付方法で特別徴収が開始されます。6月に発送する「令和2年度市民税・県民税納税通知書」に同封のお知らせでご確認ください。

対象 次の全てに該当する人

- 令和2年4月1日時点で65歳以上(昭和30年4月2日以前生まれ)の人
- 令和2年度個人市民税・県民税が課税されていて、公的年金所得に係る税額がある人
- 公的年金から津市の介護保険料が特別徴収(引き落とし)されている人
- 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額の均等割への充当がない人



今年度から対象の人

個人市民税・県民税の年税額のうち公的年金所得に係る税額の4分の1ずつをそれぞれ6月・8月に普通徴収で納付していただき、公的年金所得に係る税額の6分の1ずつが、それぞれ10月・12月・翌年2月に公的年金から引き落とされます。個人市民税・県民税の年税額のうち公的年金所得以外の所得に係る税額は、給与からの特別徴収または普通徴収により納付してください。

納付月	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (公的年金からの引き落とし)		
	令和2年 6月 (第1期)	令和2年 8月 (第2期)	令和2年 10月 (年金支給月)	令和2年 12月 (年金支給月)	令和3年 2月 (年金支給月)
納付割合	公的年金の所得に係る 税額の1/4ずつ		公的年金の所得に係る 税額の1/6ずつ		

昨年度から引き続き対象の人

今年度の個人市民税・県民税の税額に関係なく前年度の公的年金所得に係る税額の6分の1ずつがそれぞれ4月・6月・8月に仮徴収として公的年金から引き落とされます。10月からは本徴収として、今年度の公的年金所得に係る税額から仮徴収分を引いた金額の3分の1ずつが、それぞれ10月・12月・翌年2月の公的年金から引き落とされます。

納付月	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	令和2年 4月	令和2年 6月	令和2年 8月	令和2年 10月	令和2年 12月	令和3年 2月
納付割合	前年度の公的年金の 所得に係る 税額の1/6ずつ			今年度の公的年金の 所得に係る税額から 仮徴収分を引いた額の1/3ずつ		

※令和2年度の個人市民税・県民税のうち公的年金所得に係る税額が仮徴収額を下回った場合は後日差額分を還付します。この還付額を公的年金以外の所得に係る税額に充当することはできません。

※税額に変更があった場合などには、公的年金からの特別徴収が中止になることがあります。特別徴収が中止となった場合は、改めて納税通知書などでお知らせします。